

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	徳島県那賀町

那賀町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島県那賀町農業振興課
所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原31-1
電話番号 0884-62-3776
FAX番号 0884-62-1115
メールアドレス nogyo@naka.i-tokushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、カワウ、アオサギ、スズメ、キジバト、アライグマ、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県那賀町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・穀物類	31万円／0.34ha
	野菜類 (全般)	30万円／0.13ha
	果樹類 (ユズ)	19万円／0.04ha
ニホンジカ	水稲	47万円／0.52ha
	野菜類 (全般)	143万円／0.30ha
	果樹類 (ユズ、スダチ)	652万円／1.21ha
サル	水稲	25万円／0.3ha
	野菜類 (全般)	240万円／0.7ha
	果樹 (クリ、ユズ、スダチ、カキ)	340万円／0.6ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、4月から6月にかけてタケノコ等への被害が多く、8月から10月にかけて水稲、穀物類への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。特に水稲、穀物類に被害が集中している。近年は被害及び捕獲頭数は横ばい状態である。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通じて発生している。近年特に通年で柚子と植林木への被害が多くなっている。特徴的な被害として、ユズ・植林木共に樹皮や枝葉を食べられる被害が増加している。また、水稲、野菜類なども食害等がある。収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたり増加している。さらにシカの増加に伴い、下層植生が衰退し、表土流出

や土壌浸食が進行している。県が平成28年度に行った、森林下層植生衰退度調査では、下層植生の衰退度が高く被害が深刻であることが分かっている。さらに森林更新が停滞するとともに、ニホンジカの嗜好性植物が消失しており、種の多様性の低下が懸念されている。

生息数は、平成28年度以降は増加傾向にあることがシカの糞塊調査で分かっている。

③サル

サルによる被害は、年間を通じて発生している。近年特に野菜・ユズなど町内で生産されるほとんどの農作物に食害がある。被害については横ばいとなっている。また、人の生活圏への進出が進み住民集合地域への出没が発生している。しかし、人身被害はまだ確認されていない。

生息数は、環境省による生息状況調査の結果から、町内全域で生息が確認されている。推定群れ数は12群で、個体数は196～280頭生息されていると推定される。

④ノウサギ

ノウサギによる被害は、年間を通じて被害が発生している。特に野菜への被害が多くなっている。また、森林において幼齢木への被害も発生している。被害としては、若芽や若枝を食べられる被害が発生している。

被害区域は、山間部を中心に広がっている。

⑤カラス

カラスによる被害は年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類を中心とした農作物被害だけでなく、飼料作物及び家畜の餌も被害が多くなっている。

被害区域は那賀町全域に広がっている。

⑥カワウ

カワウによる被害は、夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユやアマゴ等の川魚への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

⑦アオサギ

アオサギによる被害は、カワウと同じで夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユやアマゴ等の川魚への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町内で横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

⑧スズメ

スズメによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑨キジバト

キジバトによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物

類、野菜を中心とした被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑩ハクビシン

ハクビシンによる被害は、年間を通じて野菜、果樹を中心とした被害が発生している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑪タヌキ

タヌキによる被害は、年間を通じて野菜を中心とした被害が発生している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑫アライグマ

アライグマ生息は、近年近隣市町村で被害や目撃情報が確認されているので、那賀町においても被害が予想されている。

⑬ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、年間を通じて野菜、果樹を中心とした被害が発生している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（3年度）	目標値（7年度）
被害金額		
イノシシ	80万円	70万円
ニホンジカ	842万円	1083万円
サル	605万円	566万円
被害面積		
イノシシ	0.51ha	0.7ha
ニホンジカ	2.0ha	1.9ha
サル	1.6ha	1.4ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	以前は、旧町村単位で有害鳥獣捕獲班を整備し、徳島県に申請して捕獲を行っていたが、平成19年度からは許可権限委譲により那賀全体で捕獲班、猟友会等と連携した捕獲体制の構築	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。 また、大型捕獲檻によるシカの一斉捕獲や、シャープシューティ

	<p>が為されてきた。</p> <p>捕獲手段に関しては、町内全域において、銃器・わなを用いて行ってきた。</p> <p>捕獲鳥獣の処理については、町内に加工処理施設を整備し、ジビエ専用保冷車を利用することで、ジビエの安定供給体制を整えている。</p>	<p>ングの実施など、効率的に捕獲できるスマート捕獲の導入と普及も課題となっている。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすので、周辺市町村との情報交換・一斉捕獲等の実施など連絡を図り対応していくことも急務な課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>那賀町では、有害鳥獣被害防止対策事業を行い、防護柵等設置者に資材費の補助を行ってきた。</p> <p>また、これまであまり防護柵が普及していなかった果樹園地（ユズ）についても、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携し、大規模なネット牧柵をモデル事業として設置している。</p> <p>さらに、モンキードッグを育成し、サルの追い払い活動を実施している。</p>	<p>現在、那賀町内で普及している既存の防護柵は網柵が多く、シカのくぐり抜けや飛び越え、イノシシによる穴あけ、サルによるくぐり抜けが発生し、必ずしも機能を発揮しているとは言えない。シカ用の金網柵、サル用の電気柵などへの技術革新が急務である。</p> <p>また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い（緩衝帯の整備）、追い払い活動の住民に対するよりいっそうの普及啓発活動が課題となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	—	—

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

那賀町では、町の基幹作物でありブランド作物のユズへのサルとシカの被害、イノシシ・サル・ニホンジカ・カラス・ノウサギ・スズメ・キジバト・ハクビシン・タヌキ・ヒヨドリによる水稻・野菜・穀物等の農作物全般への被害、ニホンジカ・ノウサギによるスギ・ヒノキ等の森林への被害、カワウ・アオサギによるアユ・アメゴ等の川魚への被害発生している。

これまで、那賀町では捕獲を中心とした被害対策がとられてきたが、捕獲だけでは被害の軽減にはつながらない。そこで、那賀町独自の有害鳥獣被害防止事業、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携した鳥獣被害防止総合支援事業などを利用して、被害防護柵の普及に努めてきた。

今後は、被害防護柵の普及・狩猟者の育成など普及啓発を図りながら、地域が主体となって被害防止策を講じるために、地域懇談会・現地研修会・講演会などを開催し、周辺市町村との連携に一層努めると共に、有害鳥獣の被害に遭わず、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

※今後の計画

- ・モデル集落の育成等を行い、地域住民の意識改革による被害防除体制の強化に取り組む。
- ・捕獲と防護柵の整備の両面での、被害防止対策を推進する。
- ・周辺市町村と連携を図り、一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ・鹿肉処理加工施設の安定した経営体制を確立するために、鹿肉の消費拡大と、安定した供給体制の確立を目指す。
- ・追い払いに伴い、モンキードッグの効果についての調査・研究を行う。
- ・狩猟・わな免許など捕獲に従事する、狩猟後継者の育成を行う。
- ・有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

那賀町有害鳥獣捕獲対策協議会

那賀町予察捕獲実施計画に基づき、各地区の捕獲班(6班)が有害鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カウ・アオサギ・スズメ・キジバト ・ハクビシン・タヌキ・アライグマ ・ヒヨドリ	・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得への支援や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲を推進する。 ・研修会や講習会の実施を行う。 ・猟友会活動への支援を行う。 ・関係機関と連携し、ニホンザルの生息状況調査を行い、大型囲いワナで捕獲を行う。
R 6	イノシシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カウ・アオサギ・スズメ・キジバト ・ハクビシン・タヌキ・アライグマ ・ヒヨドリ	・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得への支援や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲を推進する。 ・研修会や講習会の実施を行う。 ・猟友会活動への支援を行う。 ・関係機関と連携し、ニホンザルの生息状況調査を行い、大型囲いワナで捕獲を行う。
R 7	イノシシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カウ・アオサギ・スズメ・キジバト ・ハクビシン・タヌキ・アライグマ ・ヒヨドリ	・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得への支援や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲を推進する。 ・研修会や講習会の実施を行う。 ・猟友会活動への支援を行う。 ・関係機関と連携し、ニホンザルの生息状況調査を行い、大型囲いワナで捕獲を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ

那賀町における捕獲実績は、元年度に187頭、2年度に92頭、3年度に58頭であった。このことから那賀町ではシカと異なり、イノシシの生息密度はそれほど高くないと考える。那賀町は、過去5ヶ年の捕獲実績頭数から推測した判断により、5ヶ年平均捕獲実績頭数128頭を越える捕獲頭数の150頭を本計画の年間捕獲目標とし減少を図る。

②ニホンジカ

那賀町における捕獲実績は、元年度に1,565頭、2年度に1,157頭、3年度に1,027頭である。町民からは、ニホンジカによる果樹被害の軽減、目撃頻度の低下、捕獲効率の低下などの声が聴かれ、一時期に比べ、生息密度が低下している可能性がある。那賀町は、過去5ヶ年の捕獲実績頭数から推測した判断により、5ヶ年分の捕獲実績頭数のおおよそ平均の1,500頭を本計画の年間捕獲目標とする。

③サル

第3期県ニホンザル適正管理計画では、那賀町のサルの加害群は12群、加害群の生息頭数は196～280頭と推定されている。それに対し那賀町の捕獲実績は、元年度に240頭、2年度に180頭、3年度に150頭となっている。過去5ヶ年の捕獲実績頭数から推測した判断により、5ヶ年分の捕獲実績頭数のおおよそ平均200頭を本計画の年間捕獲目標とする。

④ノウサギ

那賀町においては、通年ノウサギによる森林被害・農作物被害が発生している。町内での捕獲実績は、元年度に0羽、2年度に0羽、3年度に0羽である。ノウサギの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑤カラス

那賀町においては、年間を通してカラスによる水稻・穀物類・飼料作物・家畜の餌も被害がある。町内での捕獲実績は、元年度に0羽、2年度に0羽、3年度に0羽である。カラスによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

⑥カワウ

那賀町においては、今のところ、カワウのコロニーは確認されていないが、周辺市町村においてコロニーが確認されているため、新たなコロニーが発生する可能性がある。コロニーが発見された場合、速やかにコロニーを除去する。町内での捕獲実績は、元年度に76羽、2年度に18羽、3年度に25羽である。また那賀町においてはカワウによるアユとアマゴ等川魚への被害が発生していることから、計画的に捕獲をすすめ、その生息数と被害の減少を試みる。

⑦アオサギ

那賀町においては、アオサギによるアユ・アマゴ等の川魚への被害が発生している。町内での捕獲実績は、元年度に0羽、2年度に0羽、3年度

に0羽である。アオサギの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑧スズメ

那賀町においては、スズメによる水稻・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている。町内での捕獲実績は、元年度に0羽、2年度に0羽、3年度に0羽である。スズメによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

⑨キジバト

那賀町においては、キジバトによる水稻・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている町内での捕獲実績は、元年度に0羽、2年度に0羽、3年度に0羽である。キジバトによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

⑩ハクビシン

那賀町においては、ハクビシン外来種であるうえに、野菜・果樹の被害が甚大であるため、平成22年度から対象鳥獣に指定した。町内での捕獲実績は、元年度に0頭、2年度に0頭、3年度に0頭である。ハクビシンの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑪タヌキ

那賀町においては、タヌキによる野菜の被害が年間を通しての被害となっている為、平成22年度から対象鳥獣に指定。町内での捕獲実績は、元年度に2頭、2年度に0頭、3年度に0頭である。タヌキの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑫アライグマ

那賀町においては今のところ、アライグマの確実な生息情報は確認されていないが、周辺市町村において捕獲記録があるため、警戒を怠らないことが重要である。アライグマの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑬ヒヨドリ

那賀町においては、ヒヨドリによる野菜、果樹の被害が年間を通しての被害となっている為、平成29年度から対象鳥獣に指定。町内での捕獲実績は、元年度に0頭、2年度に0頭、3年度に0頭、である。ヒヨドリによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

※捕獲頭数は狩猟期間頭数を除く

※①～④⑧～⑫は銃器・わなを、⑤～⑦⑬は銃器を用いて捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭

ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
サル	200頭	200頭	200頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までの1年間を通してサル・カワウ・アオサギを対象として予察捕獲を行う。
銃器・わなを用いて4月1日から10月31日にイノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・ハクビシン・タヌキ・アライグマを対象として予察捕獲を行う。
銃器・わなを用いて4月1日から11月14日まで、翌年2月16日から3月31日にカラス・スズメ・キジバト・ヒヨドリを対象として予察捕獲を行う。
対象区域は、那賀町全域である。捕獲班の捕獲区域は、旧町村単位で行うものとする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
猟区において、イノシシ、シカ、サルに対し銃器を使用する有害捕獲でライフル使用を許可。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該

当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ サル	要望があれば検討	要望があれば検討	要望があれば検討

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ サル	定期的に管理及び修繕を行う。	定期的に管理及び修繕を行う。	定期的に管理及び修繕を行う

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動、柵の設置及び管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動、柵の設置及び管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動、柵の設置及び管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
那賀町役場	地域巡回、情報収集・提供・捕獲班と出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
阿南警察署	地域巡回、情報提供・助言・那賀町役場、捕獲班、猟友会との調整等
阿南農業支援センター	那賀町役場との調整等・情報収集・提供・助言・指導
南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）環境担当	那賀町役場、猟友会との調整等・情報収集・提供・助言・指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの目撃情報→那賀町農業振興課、又は、各支所 ↓ 〔 庁 内 〕 ・教育委員会（学校等への連絡） 〔 庁 外 〕 ・各地区猟友会（駆除依頼） ・阿南警察署 ・鳥獣保護員 ・阿南農業支援センター ・南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）環境担当
--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに処理施設での焼却、もしくは埋設処分を行うこととする。また、「木沢シカ肉加工施設」からでる解体残渣は、徳島市において化成処理を行う。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	那賀町と指定管理契約を締結している、ノヴィルホールディングス株式会社が食肉及びソーセージ等の加工品の開発を進めていく。
ペットフード	ふるさと納税返礼品の商品として、シカとイノシシの肉を進呈する。
皮革	利用予定はないが、加工販売を行っている企業や団体等と連携した商品の開発を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定はないが、加工販売を行っている企業や団体等と連携した商品の開発を検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

民間による処理加工施設の運営により、捕獲個体の地域資源としての有効活用、捕獲者の埋設等に係る負担軽減を図る。
 食肉処理については、保健所その他所管行政庁並びに業界団体等が実施する研修等を終了し実務経験を積んだ者が担当する。持ち込まれる捕獲個体は、法令及び保健所の指導に基づく安全な手順によって食肉の処理を行う。
 捕獲許可者が保冷車（ジビエカージュニア）にて捕獲現場に赴き、シカの止め刺しを行う。死亡したシカは、保冷車にて四季美谷温泉が運営する「木沢シカ肉加工施設」に運搬する。運搬後は徳島県が定める「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、衛生的に解体処理を行う。処理場では、年間約180頭のシカを食肉加工することを目標とする。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- ・有効利用のための人材育成について検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有す

る者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	那賀町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
那賀町農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。徳島県・鳥獣捕獲班等と調整し、予察捕獲計画を作成する。
徳島県南部総合県民局農業支援担当	有害鳥獣関連情報の提供と営農（技術）指導・情報提供を行う。
那賀町農業委員会	対象地域を巡回し、農業指導・有害鳥獣関連情報の収集・提供を行う。
阿南農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
四季美谷温泉	捕獲した有害鳥獣を食肉として有効活用を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課	有害鳥獣関連情報の提供・指導を行う。
徳島県県民環境部 環境総局 自然環境課	有害鳥獣捕獲・予察捕獲・狩猟関係の情報提供・指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・協議等を行い検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

那賀町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域が増加しつつある。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣地域住民に協力依頼し、被害防止策を講じる体制作りを検討する。また、連携を図る協議会で捕獲檻を設置したり、被害報告を受けた時には捕獲班等における速やかな対処や巡回の強化など体制作りも検討する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。